

# 公益財団法人かごしま教育文化振興財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

			〔平成 25 年 4 月 1 日〕
			規 程 第 2 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	令和 2 年 3 月 16 日	令和 6 年 4 月 1 日
	平成 29 年 6 月 27 日	令和 3 年 2 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日
	平成 30 年 6 月 27 日	令和 4 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人かごしま教育文化振興財団（以下「財団」という。）定款第 15 条及び第 33 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 18 号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第 3 条 常勤役員に対して、別表第 1 の報酬を支給する。

- 2 常勤役員が月途中において就任し、又は退職し、若しくは失職した場合における報酬の額は、別に定める財団職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用し、日割計算によるものとする。
- 3 非常勤役員（鹿児島市の市長及び鹿児島市職員定数条例（昭和 42 年条例第 10 号）に定める職員（以下「市職員」という。）のうちから選任された役員を除く。）及び評議員（市職員から選任された評議員を除く。）に対して、別表第 2 の報酬を支給する。

(賞与)

第3条の2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、月額報酬に別表第3に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の別表第4の区分に応じて、当該表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の在職期間の算定については、欠勤した日数を除算する。

4 非常勤役員及び評議員には、賞与は支給しない。

(退職手当)

第3条の3 役員等には、退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法等に関する詳細は、給与規程を準用する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、職務に従事した都度支給し、報酬の支給日は、職務に従事した日とし、現金で支払うものとする。なお支給に関する詳細は、給与規程を準用する。

(費用)

第5条 次の各号に掲げる常勤役員には、通勤に要する費用として別表第5の通勤手当を支給し、その支給方法等については給与規程を準用する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤役員（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる役員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる役員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の移動距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 役員等が財団の用務のため旅行したときは、費用を支給する。

3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、財団旅費支給規程による。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(財団法人かごしま教育文化振興財団の常勤の役員の報酬に関する規程の廃止)

- 2 財団法人かごしま教育文化振興財団の常勤の役員の報酬に関する規程(平成9年12月1日規程第5号)は廃止する。

(財団法人かごしま教育文化振興財団の非常勤の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

- 3 財団法人かごしま教育文化振興財団の非常勤の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成9年12月1日規程第6号)は廃止する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、この規程による改正後の第3条の規定は、平成29年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年6月27日から施行し、この規程による改正後の第3条の規定は、平成30年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

区 分	報酬の額（月額）
常 勤 役 員（理事長）	298,200円
常 勤 役 員	297,900円

別表第2（第3条第3項関係）

区 分	報酬の額（日額）
非常勤役員及び評議員	10,000円

別表第3（第3条の2関係）

支給時期	乗ずる割合
6月期	100分の122.5
12月期	100分の122.5

別表第4（第3条の2関係）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の30
2月未満	100分の20

別表第5（第5条第1項関係）

## 通 勤 手 当

支 給 範 囲	支 給 額																																							
第5条第1項第1号に掲げる者	運賃等相当額。ただし、運賃等相当額を支給単位の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）																																							
第5条第1項第2号に掲げる者	<table border="1"> <tr><td>自動車等の使用距離が片道</td><td>2 k m以上 5 k m未満</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>5 k m以上 10 k m未満</td><td>4,200 円</td></tr> <tr><td></td><td>10 k m以上 15 k m未満</td><td>7,100 円</td></tr> <tr><td></td><td>15 k m以上 20 k m未満</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>20 k m以上 25 k m未満</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td></td><td>25 k m以上 30 k m未満</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td></td><td>30 k m以上 35 k m未満</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td></td><td>35 k m以上 40 k m未満</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td></td><td>40 k m以上 45 k m未満</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td></td><td>45 k m以上 50 k m未満</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td></td><td>50 k m以上 55 k m未満</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>55 k m以上 60 k m未満</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td></td><td>60 k m以上</td><td>31,600 円</td></tr> </table>	自動車等の使用距離が片道	2 k m以上 5 k m未満	2,000 円		5 k m以上 10 k m未満	4,200 円		10 k m以上 15 k m未満	7,100 円		15 k m以上 20 k m未満	10,000 円		20 k m以上 25 k m未満	12,900 円		25 k m以上 30 k m未満	15,800 円		30 k m以上 35 k m未満	18,700 円		35 k m以上 40 k m未満	21,600 円		40 k m以上 45 k m未満	24,400 円		45 k m以上 50 k m未満	26,200 円		50 k m以上 55 k m未満	28,000 円		55 k m以上 60 k m未満	29,800 円		60 k m以上	31,600 円
自動車等の使用距離が片道	2 k m以上 5 k m未満	2,000 円																																						
	5 k m以上 10 k m未満	4,200 円																																						
	10 k m以上 15 k m未満	7,100 円																																						
	15 k m以上 20 k m未満	10,000 円																																						
	20 k m以上 25 k m未満	12,900 円																																						
	25 k m以上 30 k m未満	15,800 円																																						
	30 k m以上 35 k m未満	18,700 円																																						
	35 k m以上 40 k m未満	21,600 円																																						
	40 k m以上 45 k m未満	24,400 円																																						
	45 k m以上 50 k m未満	26,200 円																																						
	50 k m以上 55 k m未満	28,000 円																																						
	55 k m以上 60 k m未満	29,800 円																																						
	60 k m以上	31,600 円																																						
第5条第1項第3号に掲げる者	<table border="1"> <tr><td>自動車等の使用距離が片道</td><td>運賃相当額</td></tr> <tr><td>2 k m未満</td><td>運賃相当額</td></tr> <tr><td>2 k m以上 5 k m未満</td><td>運賃相当額 + 2,000 円</td></tr> <tr><td>5 k m以上 10 k m未満</td><td>運賃相当額 + 4,200 円</td></tr> <tr><td>10 k m以上 15 k m未満</td><td>運賃相当額 + 7,100 円</td></tr> <tr><td>15 k m以上 20 k m未満</td><td>運賃相当額 + 10,000 円</td></tr> <tr><td>20 k m以上 25 k m未満</td><td>運賃相当額 + 12,900 円</td></tr> <tr><td>25 k m以上 30 k m未満</td><td>運賃相当額 + 15,800 円</td></tr> <tr><td>30 k m以上 35 k m未満</td><td>運賃相当額 + 18,700 円</td></tr> <tr><td>35 k m以上 40 k m未満</td><td>運賃相当額 + 21,600 円</td></tr> <tr><td>40 k m以上 45 k m未満</td><td>運賃相当額 + 24,400 円</td></tr> <tr><td>45 k m以上 50 k m未満</td><td>運賃相当額 + 26,200 円</td></tr> <tr><td>50 k m以上 55 k m未満</td><td>運賃相当額 + 28,000 円</td></tr> <tr><td>55 k m以上 60 k m未満</td><td>運賃相当額 + 29,800 円</td></tr> <tr><td>60 k m以上</td><td>運賃相当額 + 31,600 円</td></tr> </table> <p>ただし、合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	自動車等の使用距離が片道	運賃相当額	2 k m未満	運賃相当額	2 k m以上 5 k m未満	運賃相当額 + 2,000 円	5 k m以上 10 k m未満	運賃相当額 + 4,200 円	10 k m以上 15 k m未満	運賃相当額 + 7,100 円	15 k m以上 20 k m未満	運賃相当額 + 10,000 円	20 k m以上 25 k m未満	運賃相当額 + 12,900 円	25 k m以上 30 k m未満	運賃相当額 + 15,800 円	30 k m以上 35 k m未満	運賃相当額 + 18,700 円	35 k m以上 40 k m未満	運賃相当額 + 21,600 円	40 k m以上 45 k m未満	運賃相当額 + 24,400 円	45 k m以上 50 k m未満	運賃相当額 + 26,200 円	50 k m以上 55 k m未満	運賃相当額 + 28,000 円	55 k m以上 60 k m未満	運賃相当額 + 29,800 円	60 k m以上	運賃相当額 + 31,600 円									
自動車等の使用距離が片道	運賃相当額																																							
2 k m未満	運賃相当額																																							
2 k m以上 5 k m未満	運賃相当額 + 2,000 円																																							
5 k m以上 10 k m未満	運賃相当額 + 4,200 円																																							
10 k m以上 15 k m未満	運賃相当額 + 7,100 円																																							
15 k m以上 20 k m未満	運賃相当額 + 10,000 円																																							
20 k m以上 25 k m未満	運賃相当額 + 12,900 円																																							
25 k m以上 30 k m未満	運賃相当額 + 15,800 円																																							
30 k m以上 35 k m未満	運賃相当額 + 18,700 円																																							
35 k m以上 40 k m未満	運賃相当額 + 21,600 円																																							
40 k m以上 45 k m未満	運賃相当額 + 24,400 円																																							
45 k m以上 50 k m未満	運賃相当額 + 26,200 円																																							
50 k m以上 55 k m未満	運賃相当額 + 28,000 円																																							
55 k m以上 60 k m未満	運賃相当額 + 29,800 円																																							
60 k m以上	運賃相当額 + 31,600 円																																							

## 備考

運賃相当額とは、常勤役員の支給単位期間の通勤手当に要する運賃の額に相当する額をいう。運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な通勤の経路及び方法による。

支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当に関しては1か月）をいう。